

マーシャル「覚え書」と関税改革論争

服部 正治

1. 20世紀の自由貿易論
2. 輸入関税の負担転嫁
3. イギリスの経済的衰退——W.J.アシュレイ——
4. 産業上の主導権喪失と新興国との貿易

1. 20世紀の自由貿易論

フィリス・ディーンの研究は、アルフレッド・マーシャル (Alfred Marshall) の「国際貿易の財政政策に関する覚え書 (1903年)」(Memorandum on Fiscal Policy of International Trade (1903), 以下「覚え書」と呼ぶ) は、「自由貿易についてのマーシャルの見解の核心」をなすものであったと言っている¹⁾。確かに「覚え書」は、マーシャルの自由貿易論を考える場合、逸することのできないものである。「覚え書」の翻訳——服部正治・藤原新訳/マーシャル「国際貿易の財政政策に関する覚え書 (1903年)」(上)(中)(下)『立教経済学研究』第47巻第2, 3号, 第48巻第1号, 1993, 94年——のなかでも訳注として指摘しておいたように、「覚え書」の文章の多くがのちに『貨幣信用貿易』(Money Credit and Commerce, 1923)のなかで利用されている。だが『貨幣信用貿易』という表題が示すように、(自由)貿易問題はこの著作が対象とするところとしては、もっとも重要ではあるが部分にすぎなかったことも事実である。この意味で、「覚え書」はマーシャルの自由貿易についての見解を、きわめてコンパクトに盛り込んだものといえるであろう。

と同時に「覚え書」は、今世紀初頭においてイギリスの経済的衰退が問題とされ、しかも経済的衰退の原因のひとつとして、他国が保護主義をとるなかでのイギリスの一方的自由貿易の継続が指摘され、こうして自由貿易への批判が強まるなかで、正面からそうした批判に対決した自由貿易論の典型でもあった。W. H. B. コートは『イギリス経済史, 1870-1914年。解説と

1) Phyllis Deane, Marshall on Free Trade, in R.M. Tullberg ed., *Alfred Marshall in Retrospect*, Edward Elgar, 1990, p.129.

記録』のなかで、「新しい世紀の自由貿易論」という表題で「覚え書」の一部を再録し、「覚え書」を「コブデンとピールの時代以降の、もっとも徹底的でもっとも明敏な自由貿易擁護の再論」と位置づけた²⁾。また、「覚え書」が20世紀の自由貿易論のひとつの典型として位置づけられたことは、大恐慌下の1930年代に至って、イギリスがほぼ1世紀にわたって維持してきた自由貿易政策を放棄し、輸入関税法 (Import Duties Act) とオタワ協定によって保護主義とブロック経済化への道を歩みはじめようとした時点で、そうした方向転換を批判し、また支持する双方の立場の著作のなかで、以下のような「覚え書」への言及がなされていることから理解できるであろう。

すなわち、1931年にウィリアム・ベヴァリッジ (William Beveridge) を代表とする、ベンナム (F.C. Benham), ボウレイ (A.L. Bowley), グレゴリイ (T.E. Gregory), ヒックス (J.R. Hicks), レイトン (W.T. Layton), プラント (A. Plant), ロビンズ (L. C. Robbins), シュバルツ (G.L. Schwartz) の9人の経済学者たちは、『関税。その主張の検討』 (*Tariffs: The Case Examined*, 1931) を出版した。この著作は、最近、ケインズ (John Maynard Keynes) をはじめとする一、二の有力な経済学者が関税の必要を主張したことにたいして³⁾、改めて自由貿易・保護主義の問題を当時の状況のなかで検討し、自由貿易の擁護を結論した。そしてこの著作は、その第1章「1903年から1931年へ」の書出しに、以下の文章を含むマーシャルの「覚え書」の第31節を引用した。すなわち、「われわれこそが現在の財政システムを作りだした偉大な人々の後継者だと胸を張って言うためには、バランスについて彼らが下した判断を無批判に適用するのではなく、彼らがその時代の事実に基づいて判断を下したように、われわれ自身の時代のさまざまな事実に基づいてわれわれ自身の判断を下さなければならないのである」。1840年代にイギリスにとって自由貿易を最善の政策とした状況がどの程度、またどの方向に変化したのかとマーシャルが1903年に問題を立てたのに倣って、この著作は1931年の時点で改めて1903年以降の変化——それは、(1)イギリスの経済的地位の全般的悪化、(2)経済的ナショナリズムの成長、(3)個人的自由にかかわる領域での国家干渉の増大であった——を考慮して、しかもなお自由貿易政策の適切さを訴えようとしたのである⁴⁾。1931年において、「覚え

2) W. H. B. Court, *British Economic History 1870-1914, Commentary and Documents*, Cambridge University Press, 1965, p.459.

3) ケインズの収入関税論については、Proposals for a Revenue Tariff, *New Statesman and Nation*, 7 March, 1931, in *the Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. IX, Macmillan, pp.231-238 をみよ。

4) A Committee of Economists (under the Chairmanship of Sir William Beveridge), *Tariffs: The Case Examined*, London, 1931, pp.1-4. また第4章では、「覚え書」が輸入関税の負担転嫁は当時の状況では困難であると述べたこと (第11節) がとりあげられ、現時点では世界中での産業と貿易の大発展の結果、輸入関税の負担転嫁の現実的可能性は「覚え書」の時点よりさらに減っている、と論じられている (p.36)。

書」は自由貿易を支持する代表的な経済学者のお手本と言うべきものであった。

他方、ケンブリッジでマーシャルの弟子であったフェイ (C.R. Fay) は、『帝国経済』(*Imperial Economy and its Place in the Formation of Economic Doctrine 1600-1932*, 1934)のなかで、こう「覚え書」を批判した。すなわち、マーシャルは「覚え書」のなかで帝国特惠政策にたいして、(1)それは、本国・自治領間で失望と摩擦をもたらす、(2)それは、イギリスの力の源である「可動性」を削ぐ、という理由で反対した。だがフェイによれば、こうした批判は現在ではあたらぬ。「自由貿易が維持できないとすれば(そして現在では、だれがそれを論駁しようか)、オタワ[協定]は正しい方向への一歩である。それは前進であって、反動ではない。「自由貿易は帝国と両立できる」。こう判断するフェイにとっては、師マーシャルの「覚え書」での帝国論は重大な欠陥を含むものであった⁵⁾。

本稿は、1903年にジョゼフ・チェムバレン (Joseph Chamberlain) がおこした関税改革運動とそれをめぐる論争という歴史的状況のなかに「覚え書」において、「覚え書」の構成にはほぼ沿いながら、(1)輸入関税の負担転嫁、(2)イギリス経済の衰退、(3)帝国連合のありかたという三つの論点について、「覚え書」の意義を検討しようとするものである。ただし紙数の関係から、(3)帝国連合のありかたについては別稿を用意したい。なお本稿は、筆者が藤原新と共訳した「覚え書」の〈あとがき〉のつもりで書かれている⁶⁾。

2. 輸入関税の負担転嫁

「覚え書」の第1部「輸入関税の直接的影響」は、輸入関税の一部または全部を他国に負担させる理論的可能性を検討するとともに、その現実的可能性を論じている。マーシャルは、輸入関税の外国への負担転嫁は理論的には可能だが現実的には不能である、と結論している。すなわち、A・B二国のみで貿易が行なわれ、A国のB国財に対する需要が弾力的であるのに、B国のA国財に対する需要が非弾力的であり、A国が自国財供給において独占的状态にあるという例外的な場合には、A国のB国財への輸入関税をB国が負担することが理論上はありうる(「覚え書」7節。以下節番号をしるす)。「覚え書」の言葉を使えば、「関税の負担のかなりの部分を他国に負わせることが期待できるのは、ある一国が他国からの輸入財の大部分をなして済ま

5) C. R. Fay, *Imperial Economy and its Place in the Formation of Economic Doctrine 1600-1932*, Oxford, 1934, pp.141-142.

6) 斧田好雄「貿易理論・貿易政策論」(橋本昭一編『マーシャル経済学』ミネルヴァ書房, 1990年, 所収); 斧田「マーシャルと1903年の関税改革運動」(上)(下)(弘前大学教養部『文化紀要』第25, 29号, 1987, 89年)は「覚え書」についての日本での最近の研究の到達点である。斧田氏のこのふたつの論文での「覚え書」の部分的な引用箇所は、翻訳を進めるうえで有益であった。また関内隆「チェムバレン・キャンペーンをめぐる政治経済学の自由貿易認識」(『岩手大学教育学部研究年報』第40巻第1号, 1980)も示唆に富む。

せられる状態にあり、同時にこの国が多く部門で強固な半独占状態を保っているために、他国がこの国からの輸入のかなりの部分をなしで済ませるのが困難であるという場合」(5節)である。

ところが、現実にはこうした理論的条件が揃うことはありえない。すなわち、B国はA国以外の市場に自由に接近できるし、A国財の世界市場での供給が半独占の状態であり続けることもむつかしい。「ある国がその生産に例外的な利点をもっている生産物のどれ一つをとってみても、別の一国だけが事実上その唯一の市場であるというのは、きわめて稀な条件の下でのみ生じるにすぎない」(9節)のである。歴史上、輸入関税の他国への負担転嫁の理論的可能性が現実的可能性に転化する条件があったのは、イギリスについては19世紀前半であった(12節)。だがそうした条件も、一方では他国での生産能力の成長の結果、イギリスの輸出財の供給を半独占の状態に維持できなくなったために、他方ではイギリスにおける食糧輸入への需要の切迫度の高まりのために、消失してしまった(13節)。

「覚え書」の第1部がこうした論点をやや詳細に論じた理由は、チェムバレンの関税改革提案の一部をなす、外国産小麦への輸入関税賦課と植民地産小麦への関税免除という帝国特惠政策がもたらす現実的結果は、チェムバレンが考えるようにはいかないことを明らかにするためであった。チェムバレンは1903年10月28日のリヴァプールでの演説で、小麦の輸入関税の負担転嫁は可能であり、小麦価格の上昇は関税額以下となり、他の消費財への輸入関税引き下げと合わせれば国民大衆の生計費の上昇は起こらないと述べていた⁷⁾。だが「覚え書」によれば、こうした差別的関税の結果、外国産小麦への需要の減少→外国産小麦の価格低下が起これば、外国での小麦生産が減少し、イギリスへの小麦供給も減少する。したがって、「税のほんのわずかな部分であっても外国生産者が負担する期間は短いものになるであろう」(29節)。

上にみたチェムバレンのリヴァプールでの演説が示すように、輸入関税の負担転嫁の理論的可能という論点は、自由貿易を批判し関税改革を支持する立場にとっては好都合なものであった。それは、輸入関税→価格上昇→「高いパン」という批判を封じることができたからである。たとえば、チェムバレン提案を支持したイギリス歴史派経済学者の代表格であるカニングham (William Cunningham) は、チェムバレンの序文を付けて出版した『自由貿易への反論』(1911年)のなかでこう述べている。すなわち、19世紀の小麦関税と小麦価格の歴史を見れば、「関税の価格にたいする影響は実際きわめてわずかであるという関税改革論者の主張」が正しいことがわかる。またチェムバレン提案では帝国産小麦は無関税で輸入されるし、1クォーター当たり2シリングの関税のために輸出が利潤を生まなくなるような外国産小麦も限定されており、「外国からの供給の大部分は関税にもかかわらず[それを負担して]輸入され続ける」から、現在では関税が価格に与える影響は19世紀よりもさらにわずかである、と⁸⁾。

7) *The Times*, October 29, 1903.

8) William Cunningham, *The Case against Free Trade*, London, 1911, pp.58,61-62. 同様

さらに、1890年代に、経済学の新しい流れ——特に歴史学派と数学的方法——の発展を意識して編まれた『経済学辞典』の編者ポールグレイヴ (R.H. Inglis Palgrave) も「イギリスの経済状態」(1903年) という論説において、1クォーター当たり2シリングの輸入関税が現状においてイギリスの小麦価格に深刻な影響を与えることはほとんどありえないと論じている。アメリカから現在イギリスに輸入される小麦は「その性質上余剰生産物」であって、「イギリス以外には市場がない」のである⁹⁾。

またたとえば、チェムバレン提案を支持したアシュレイ (William J. Ashley) は『関税問題』(1903年) 第7章「穀物関税の負担」のなかで以下のように述べている。すなわち、輸入関税の負担転嫁の理論的可能性を認めた経済学者としては、シーニア (N. Senior), ミル (J. S. Mill), バスタブル (C.F. Bastable), ニコルソン (J.S. Nicholson), セリグマン (E. Seligman), エッジワース (F.Y. Edgeworth), コンラート (J. Conrad) をあげることができる¹⁰⁾。総じて、「特定の状況の下では、輸入関税の一部が外国の輸出業者によって支払われうるという教義は、現在ではオーソドックスな見解といってよい」。そして、アメリカ合衆国の輸出小麦のうちイギリスに輸出される割合は約60%にものぼるから、「イギリスの需要はアメリカ産小麦に支払われる価格を決定する主要な要素の一つである」。こうした事情を考慮すれば、また1902年に小麦1クォーター当たり1シリングの輸入関税が課せられたが¹¹⁾、小麦価格

の主張は、帝国関税委員会総書記ヴィンスの著作のなかにも見ることができる。Cf. C. A. Vince, *Mr. Chamberlain's Proposals, What they mean and What we shall gain by them*, London, 4th impression, 1903, pp.21, 29. またモルズワースは、ほとんどすべての場合に輸入関税は課税国消費者がほぼ全面的に負担するという主張として、マーシャル「覚え書」を取り上げ、それは「経験と事実によって絶対に否認される」と批判している。Guilford Molesworth, *Economic and Fiscal Facts and Fallacies*, London, 1909, p.vii.

- 9) R.H. Inglis Palgrave, *The Economic Condition of the Country, is it prospering?* *National Review*, Vol.42, 1903, pp.416-417.
- 10) なお輸出関税の負担転嫁の可能性は、リカードウによっても認められている。リカードウは『経済学および課税の原理』第16章「賃金に対する租税」において、イギリスがその生産に決定的利点を有しているような商品が、輸出関税の賦課によって「その消費を著しく減少させることなしに、外国市場ではなほ大きな付加価値」をもつようになる場合には、「この租税は全面的に外国消費者の負担になり、そしてイギリス政府の経費の一部は、他の諸国の土地と労働に対する租税によって支弁されるであろう」と論じている。D. Ricardo, *On the Principles of Political Economy, and Taxation, The Works and Correspondence of David Ricardo*, Vol. I, ed. by Piero Sraffa, Cambridge, 1951, p.240.この点については、宮崎犀一「貿易と国家」(『明大商学論叢』第75巻2・3・4号, 1992年; 同『英国経済学史研究』新評論, 1993年, 所収) から教えをうけた。
- 11) ボーア戦争の長期化による歳入不足に対処するために、1902年に蔵相 M.ヒックス-ビーチのもとで、小麦1クォーター当たり1シリングの登録関税が——1869年のその廃止以来——33年ぶりに1年間の期限付き方策として復活した。そして翌1903年にこの登録関税をめぐる、その廃止を主張する蔵相 C.T. リッチーとその存続強化を主張する植民相チェムバレンの対立が表面化し、バルフォア内閣での意見の不統一が露呈することになる。バルフォアはその対立の解消に務め、その一環とし

に少しも影響がなかったこともあわせて考えれば、1クォーター当たり2シリング6ペンスの関税¹²⁾による価格上昇をせいぜいが1シリング6ペンスとみても、それは極端に楽観的な見通しとはいえない。そしてそれだけの小麦価格の上昇は、小売り段階でのパン価格にほとんど影響しない¹³⁾。

アシュレイが、輸入関税の負担転嫁の理論的可能性を認めた経済学者として、チェムバレン提案に反対して『タイムズ』紙上での「反チェムバレン宣言」(正式には「経済学の教授たちと関税問題」1903年8月15日)に署名したバスタブル、ニコルソン、エッジワースの名をあげ、さらに自由貿易論者シーニア、J.S.ミルをあげたことからわかるように——そして「覚え書」でのマーシャルの議論からもわかるように——、輸入関税の負担転嫁の理論的可能という論点は、チェムバレンの関税改革提案に反対した経済学者の多くが認めていたことであった¹⁴⁾。だが同時に、いっそう大事な点は、彼らにおいては——「覚え書」の議論と同様に——、輸入関税の負担転嫁の理論的可能という論点とその現実的不能という論点と結合されていたことである。

バスタブルは、『国際貿易の理論』(初版1897年、第4版1903年)第7章「歳入目的の課税が外国貿易に与える影響」で以下のように論じている。輸入関税を課す国(A国)のその財に対する需要が弱い場合には、またその財を需要する国がA国以外にはない場合には、輸入関税の負担転嫁は十分可能である。「というのは、需要の弱さは輸入財の価値を引き下げ、またそれ以外の市場の不在が、比較生産費の限界によって定められる条件を越えるならどんな条件でも財を販売することを生産者にとって利益にするからである」。これは、ある財について生産者独占が存在し、さらにその財に対する需要が強い場合に、輸出関税が他国にその負担を転嫁するのと同じである。しかしながらバスタブルは、輸入関税の負担転嫁の現実的不能を同時に指摘する。というのは、「その使用が一国に限られ、少しでもその価格が上昇すれば需要が同

て『島国の自由貿易に関する経済的ノート』(*Economic Notes on Insular Free Trade*, 1903)を書くが効を奏さず、リッチー、チェムバレンをはじめ5名の閣僚辞任とチェムバレンの関税改革運動の開始を生むことになる。

12) チェムバレンの提案では1クォーター当たり2シリングの関税であるが、アシュレイがこの文章を書いているとき(1903年夏)には、まだ正式な具体的提案内容は明らかではなかった。それが明らかにされたのは1903年10月6日のグラスゴウでの演説であり、そこでチェムバレンは「外国産穀物に1クォーター当たり2シリングを越えない低関税」を課すことを提案した。J. Chamberlain, *Imperial Union and Tariff Reform, Speeches Delivered from May 15 to Nov.4, 1903*, London, 1903, pp.37-38.

13) W.J. Ashley, *The Tariff Problem*, London, 1903, pp.168-173, 177,180.

14) ウィンチが「関税を支持するもっとも有効な経済的議論が、一般的ルールとして自由貿易を支持する経済学者によって行なわれていたことは、奇妙な事実である」と書いたのは、こういう意味である。Donald Winch, *Economics and Policy; A Historical Study*, Walker and Company, 1969, p.60.

時に急激に減るような財は、きわめて少ない」からである。こうして、「輸入関税という手段によって外国人に課税することは極度に困難である」¹⁵⁾。バスタブルは『諸国民の通商』（1892年）の第15章「保護の実際的作用」で、保護主義の理論の場合には、「抽象的な教義を現実の貿易に適用することの不可能」がはっきりとあらわれると述べていたが¹⁶⁾、これは輸入関税の負担転嫁についても同じなのであった。

またニコルソンについても同じことが言える。ニコルソンは『経済学原理』第2巻（1897年）第3編第27章「国際貿易ならびに国際価値の純粹理論」、第28章「国際貿易論（続き）」で、輸入関税の負担転嫁の理論的可能性、貿易によって不利益が生ずる可能性について詳しく検討している¹⁷⁾。さらに第3巻（1901年）第5編第13章「消費財への課税」第5節「輸入関税の負担」でも、部分的な購買者独占が存在する場合には輸入関税の一部を他国が負担せざるをえないこと、多少の生産者独占が存在し、しかもその財の生産に収穫逓減が作用する場合には、関税額以下しか価格は上昇しないことが論じられている¹⁸⁾。ところが続く第5編第14章「自由貿易と保護」では、イギリスをはじめとする先進国の場合には、自由貿易に対する理論的例外は、ほとんど実際には採用不能であることが強調される。すなわち、輸入関税を他国に負担させようとしても、「実際に行なわれる場合には、報復を招きやすくまた国家的憎しみを増しやすいため、実際上は……〔輸入関税、輸出関税による利益は〕ほとんど重要ではない」のである¹⁹⁾。チェムバレンも——アシュレイと同じく——、上に示した1903年10月28日の演説で輸入関税の負担転嫁の可能性について述べた際に、それを認めた経済学者の一人にニコルソンをあげた。ところがニコルソンはそれにたいしてこう抗議している。「私は特定の状況のもとでは、輸入関税の一部が外国人の負担になることが理論的には可能であると指摘した。しかしながら私は、こうした状況が実際的な意味をもつようなケースでは起こりそうもなく、また継続しそうなものも論じたはずである」と。ニコルソンの判断では、「もしイギリスが小麦に課税するとすれば、その一部でも外国生産者にかかるかどうかは疑わしい」のであった²⁰⁾。

さらにエッジワースも「国際価値の理論」（1894年）のなかで、外国消費者が全体として豊かな財の供給を受けるために自国が害をこうむることは、また外国の貧困が自国にとって有利になることは十分に可能であると述べている。エッジワースは貿易制限が利益をもたらす理論

15) C.F. Bastable, *The Theory of International Trade with Some of its Applications to Economic Policy*, London, (1st ed., 1897) 4th ed., 1903, pp.116-117.

16) Bastable, *The Commerce of Nations*, London, 1892, p.177.

17) J. S. Nicholson, *Principles of Political Economy*, Vol. II, London, 1897, pp.312, 317, 324-327.

18) Nicholson, *ibid.*, Vol. III, 1901, p.342.

19) *Ibid.*, pp.365-366.

20) Nicholson, *The Incidence of an Import Duty on Wheat*, *The Times*, October 31, 1903, p.9, col.5.

的可能性を検討して、「特定のケースでは、もし政府がこうしたケースを識別できるほど賢明で、こうしたケースに限定できるほど強力であるならば、保護は経済的利益をもたらさう」と結論した。だが彼はすぐに、「しかしながらこうした条件はほとんど充たされそうもない」と付け加えているのである²¹⁾。

『タイムズ』紙上での反チェムバレン宣言への署名者のなかで、輸入関税の負担転嫁の理論的可能と現実的不能を明言した経済学者としては、さらにアーミテジ-スミス(G. Armitage-Smith)の名をあげることができる。アーミテジ-スミスは『自由貿易運動とその結果』(初版1898年。2版1903年)のなかで、「一般的原則としては、輸入関税を課された財の消費者が関税を支払うことには、ほとんど疑問の余地はない」としながらも、輸入関税の負担が輸出業者に転嫁されるかどうかは、(1)関税の需要に対する影響、(2)関税が供給国での生産条件に与える影響に依存すると述べ、輸出される財の市場が課税国に限られている場合には部分的な負担転嫁が可能であると認めている。しかしアーミテジ-スミスにおいてもやはり、「だがこうしたことはよくあるケースではない。さらに[他国の輸入関税の負担を転嫁される]国はすぐに教訓を学び、報復関税を課すであろう」と付け加えられているのである²²⁾。

さてマーシャル、バスタブル、ニコルソン、エッジワース、アーミテジ-スミスらが署名に加わった反チェムバレン宣言には次のような文章がある。

「小麦への輸入関税によってイギリスの消費者がこうむる損害は、負担の小部分が永久に外国生産者にかかるという起こりうる(possible)、しかしながら現在の状況の下ではきわめてありそうもない(very improbable)場合には、わずかに軽減されるかもしれない。

食糧への税はその価格を上昇させるという議論にたいして、こうした結果はあるいは実際には起こらないかもしれないと反論しても、それは説得力をもたない。輸入関税が価格を上昇させるとわれわれが言う場合に意味されているのは、もちろん、同時に別の方向に作用する他の原因によってその効果が打ち消されないかぎりということである。もしくは言葉をかえて言えば、輸入関税の結果、価格は、他の事情が変わらないならばそうであるはずの水準よりも、一般に関税額だけ高くなるということが意味されている。

植民地における小麦栽培地域をただちに拡大し、また連合王国の農業を奨励し、そして同時にイギリスの消費者に害を与えないような関税規制を考案するのは、われわれには不可能だと思われる。

関税によって社会は明らかに損害をこうむるが、関税の収入によって損害に等しい埋合わせを得られるという考えは正しくない。というのは、そうした考えは以下のことを考慮していな

21) F.Y. Edgeworth, *The Theory of International Value*, I, *Economic Journal*, Vol.4, No.1, 1894, pp.39, 48.

22) G. Armitage-Smith, *The Free Trade Movement and its Results*, London, (1st ed., 1898) 2nd ed., 1903, pp.118-119.

いからである。すなわちそれは、財の自由な流通への干渉、また干渉がない場合にとったであろう方向から産業を転換させることによって生ずる不利益、そして——イギリス産小麦と植民地産小麦が無関税で——外国産小麦に関税が課される場合には、消費者はどんな小麦にたいしてもすべて、関税の全額かもしくはほぼ全額を支払わねばならないのに、政府が受け取るのは外国産小麦への関税のみであるという事情、である。」²³⁾

以上の反チェムバレン宣言の文章からも明らかのように、輸入関税の負担転嫁の現実的不能という論点は、マーシャルをはじめ、チェムバレンの関税改革提案に反対して自由貿易の維持を訴えた経済学者にとっては、きわめて重要な意味をもったのであった。と同時に、この論点は、チェムバレンの関税改革運動の胎む弱点を鋭く突くものでもあった。

すなわち、チェムバレンの関税改革提案の全体は、(1)外国産穀物（とうもろこしを除く）にたいし1クォーター当たり2シリング、肉類（ベーコンを除く）・酪農品に従価5%の輸入関税、(2)植民地産ワインと果実類への特惠の付与、(3)茶・砂糖・コーヒー・ココアにたいする輸入関税引き下げ、(4)外国産工業品にたいし平均10%の輸入関税（原料には関税を課さない）、と整理できる。この場合、穀物、肉、酪農品への関税については、植民地産に関しては関税を課さないという形で帝国特惠が与えられたから、もともと国内農業と植民地農業との利害対立の要素がこの提案には胎まれていた。しかも小麦への輸入関税の提案は「高いパン」への反対キャンペーンの高揚をもたらし、チェムバレン自身が「高いパンというスローガンは私が予想したよりはるかに大きな成功を収めています」（1903年9月12日付けの手紙）と認めざるをえない状況をうみだしていた²⁴⁾。そしてこうした状況に対抗するための論拠の一つが、小麦への輸入関税にもかかわらず、関税の負担転嫁のために価格上昇は小さいという論点だった。ところが、輸入関税の負担転嫁＝価格上昇は小さいという点を強調すればするほど、一方では価格上昇による保護を望む国内農業利害との対立が表面化するし²⁵⁾、他方では植民地農業に与えられる利益が小さいという結果になる。上に見た反チェムバレン宣言の中の「植民地における小麦栽培地域をただちに拡大し、また連合王国の農業を奨励し、そして同時にイギリスの消費者に害を与えないような関税規制を考案するのは、われわれには不可能だと思われる」という文章は、まさにこの点を指摘するものである。

23) Professors and the Tariff Question, *The Times*, August 15, 1903, in N. McCord, *Free Trade*, David & Charles, 1970, pp.145-146.

24) J. Amery, *Joseph Chamberlain and the Tariff Reform Campaign: The Life of Joseph Chamberlain*, Vol.5, Macmillan, 1969, p.269.

25) 1903年11月3日の農業会議所中央連合の例会において、「[チェムバレンの]提案では農業に対する配慮が払われていない。関税改革提案のなかでの農業の占める地位は間接的でしかない」との不満が表明された。関内隆「チェムバレン・キャンペーンにおける「特惠」と「保護」」（『岩手大学文化論叢』第1輯、1984年）124ページ。この論文は、チェムバレン・キャンペーンの胎む矛盾を見事に描きだしている。

こうした輸入関税の負担転嫁にかかわる、チェムバレンの関税改革運動の胎む矛盾をもっともはっきりさせたのは、反チェムバレン宣言の署名者の一人スマート（William Smart）の『保護への復帰』（1904年）であった。スマートはこの著作の第26章「特惠は農業にいかなる影響を与えるか」でこう論じている。アメリカ合衆国の小麦生産者は、2シリングの関税を負担してもイギリス国内で小麦価格が2シリング上昇すれば、彼らが手にする金額は変わらないから、輸出量を変化させない。他方、関税が課されないカナダからの小麦輸出量は増加する。またイギリス産小麦も収穫逓減を伴って産出量が増加する。とすると、一時的にイギリス市場での小麦価格は上昇するが、供給過剰のためについで価格は下落するにちがいない。さて、カナダには広大な肥沃地が存在するから小麦増産は費用の増加を生まない。ところが、2シリングの価格上昇によってイギリス国内で小麦増産がおこなわれると、価格下落後に大問題となる。というのは、イギリス国内での増産は当然に費用の増加を伴うからである。こうしてイギリスの農業者は、60年前に穀物法という保護の廃止がもたらしたのと同じ経験をすることになる、と²⁶⁾。

チェムバレンは1903年10月6日のグラスゴウでの演説で、専門の官僚のうちでもっとも権威のある者の見解として、小麦1クォーター当たり2シリングの輸入関税のうちで外国生産者が負担する部分は四分の一であると述べている。その根拠は、価格上昇は消費量のうち無関税の部分と関税がかかる部分との割合に依存するということであり、小麦の場合にはその割合は1:3であった。したがって、逆に言うと、小麦価格の上昇は1シリング6ペンスというわけである。チェムバレンはこの演説で、小麦への関税と肉類・酪農品への関税による価格の上昇分は、茶・砂糖・コーヒー・ココアへの関税の引き下げによる価格低下分によって、最悪の場合でも相殺されるから、労働者の生計には不利にならないと述べている²⁷⁾。

しかしそれでも、小麦関税の提案が19世紀中葉の穀物法論争の復活をもたらし、「穀物法の再制定」だとか「新穀物法」というレッテルを貼られて批判されるような状況の下では²⁸⁾、輸入関税によってたとえ四分の一は外国人によって負担されるにせよ、四分の三は自国消費者によって負担されるということをチェムバレンが認めた意味は大きい。というのは論理的には、これは一面では（1シリング6ペンスの価格上昇を認めるという意味で）国内農業と植民地農業への配慮を意味すると同時に、他面では「高いパン」という批判をかわせなくしたからである。そうして、輸入関税による価格上昇の大きさについてのチェムバレンの想定は、反チェムバレン宣言の署名者の一人であり、もっとも精力的にチェムバレン批判の論陣をはったピグウ（A.C. Pigou）の想定と結果的にほぼ一致してしまうことになる。

すなわち、ピグウは「チェムバレン氏の政策における既知と未知」（1904年）という論説で、輸入関税を外国生産者に負担させることは短期的には可能だが長期的には不可能だと論じ、さ

26) W. Smart, *The Return to Protection*, London, 1904, pp. 246-247.

27) Chamberlain, *op. cit.*, p.40.

28) 服部正治『穀物法論争』（昭和堂、1991年）第7章「穀物法廃止後の穀物法論争」をみよ。

らに輸入関税が小麦価格に与える影響を以下のように推定している。すなわち、(1)小麦にたいするイギリスの需要の弾力性が小さいほど価格上昇は大きい、(2)帝国特惠の結果、イギリスが現在輸入する小麦のうち国内・植民地からの供給が外国からの輸入分に代替するのに比例して、価格が関税分だけ上昇することは妨げられる、(3)外国小麦の供給弾力性が大きいほど価格上昇は大きい。そしてピグウは、1クォーター当たり2シリングの輸入関税によって価格は1シリング8ペンス、つまり関税額の六分の五以上は上昇する蓋然性が強いと結論した²⁹⁾。

こうしてたとえ小麦の輸入関税の負担転嫁が理論的には可能にせよ、現実的には転嫁の割合は大きくないという点をチェムバレンが認めたことは、マリソンの研究も言うように、「チェムバレンはこの論点をキャンペーン [成功] にとってもはや決定的に重要だとはみなさなかった」という解釈をも可能にするわけである³⁰⁾。この点は、チェムバレンの関税改革提案を積極的に検討するために1903年12月につくられた「関税委員会」(The Tariff Commission)での農業保護をめぐる議論をみても理解される。関税委員会の農業委員会は、小麦関税にはそれほど価値を認めなかった。というのは、一方では、1クォーター当たり2シリングの関税ではイギリスの小麦生産を収益のあがるものとするには小さすぎたし、他方では小麦関税への世論の批判は強かったからである。関税委員会書記ヒュインズ(W.A.S. Hewins)が言ったように、イギリスの小麦産出を大きく増大させるためには少なくとも10シリングの関税が必要だが、これは政治的に非現実的だし、非農業部門への影響も大きい。こうして1クォーター当たり2シリングという関税水準には現実的根拠はなかったのであり、それは政治的理由で選ばれたにすぎなかった³¹⁾。

3. イギリスの経済的衰退——W.J.アシュレイ——

チェムバレンの関税改革運動の背景には、イギリスの経済的衰退についての深い危機感があった。それがよく表れているのは、1903年10月20日のニューカッスルでの彼の演説である。すなわち、1870年代はじめ頃まではイギリスは世界の「産業中心地」であったが、現在ではこうした「産業支配権という地位」を維持できなくなっている。他国が保護関税の下で工業力を伸張

29) A. C. Pigou, *The Known and the Unknown in Mr. Chamberlain's Policy*, *Fortnightly Review*, Vol.75, 1904, pp.39, 42, 44-45.

30) A. J. Marrison, *The Development of a Tariff Policy during Joseph Chamberlain's First Campaign May 1903—February 1904*, in W. H. Chaloner & B. M. Ratcliffe ed., *Trade and Transport: Essays in Economic History in Honour of T. S. Wilson*, Manchester Univ. Press, 1977, p.225. またすでに見たように、アシュレイも2シリング6ペンスの関税で1シリング6ペンスの価格上昇が生ずると書いていた。

31) A. J. Marrison, *The Tariff Commission, Agricultural Protection and Food Taxes, 1903-1913*, *Agricultural History Review*, Vol.36, Pt. II, 1986, pp.175-177.

させた結果、イギリスの輸出額はこの30年間ほとんど増えていない。他方、イギリスの工業製品輸入額は急増し、主要産業は大きな打撃を受けている³²⁾。10月7日の演説の言葉を使えば、「イギリスの全商業・産業のなかで最大の部門である農業は事実上破壊された。砂糖産業がなくなり、絹織物業が消え、鉄鋼業は危機に瀕している。毛織物業も危機にある。綿産業もなくなるであろう。いつまで諸君は我慢するつもりなのか³³⁾。こういう主要産業の衰退についての危機感に加えて、チェムバレンはシティと製造業との利害の乖離の可能性を示唆し、イギリス経済の総体としての性格が「工業国」から金融国へと変化しつつあることへの懸念も表明している³⁴⁾。1904年1月19日にはこう演説している。「銀行業はわれわれの繁栄の創造者ではなくて、その創造物である。それはわれわれの富の原因ではなくて、その結果である」。にもかかわらず、「イギリス製造業の運命は二次的考慮の問題」にされている³⁵⁾。こうして、チェムバレンの関税改革運動を、現在にまで引く続くイギリスの経済的衰退を反転させるための世紀初頭での——失敗に終わった——試みと位置付けることは十分な説得力を持つ³⁶⁾。

さてこうしたチェムバレンの経済的衰退についての危機感に、もっとも深い共鳴をした経済学者の一人がアシュレイであった。ニュートンとポーターの最近の研究では、アシュレイは「イギリスは産業空洞化 (de-industrialization) に陥る」と警告を発したとされている³⁷⁾。以下ではこうしたアシュレイの議論を紹介したうえで、次節で「覚え書」でのマーシャルの主張と対比したい。

アシュレイは、1904年5月にコンパトリオッツ・クラブでおこなった「経済学と関税問題」と題する講義で、こうマーシャルに言及した。すなわち、『経済学原理』第1巻の価格論の精緻さに自分は強く心をうたれたが、そこでの議論は基本的には静態的なものであって、市場の変化の原因・結果についてはほとんど触れられていないから、「『原理』の積極的・論理的結論をすべて承認したとしてもなお、[現在のイギリスの] 商業の状態についての見解はまったく影響されないままである」と。ここには、経済問題は、これまでイギリスでなされてきたよりも「はるかにいっそう歴史的に」論じられる必要があると考える、アシュレイの立場がよく表

32) Chamberlain, *op. cit.*, pp.73-74.

33) *Ibid.*, p.59.

34) *Ibid.*, pp.109-110.

35) Amery, *op. cit.*, Vol.6, p.535.

36) たとえば, Andrew Gamble, *Britain in Decline*, 1981. 都築忠七・小笠原欣幸訳『イギリス衰退100年史』(みすず書房, 1987年) 27ページ; 山田昭夫「J. チェンバレンの「生産国」論について」(上)(下)〔札幌学院大学商経論集〕第4巻2, 3号, 1988年; A.L. Friedberg, *The Weary Titan, Britain and the Experience of Relative Decline, 1895-1905*, 1988. 八木甫・菊池理夫訳『繁栄の限界』(新森書房, 1989年) 第1章; Michael Dintenfuss, *The Decline of Industrial Britain 1870-1980*, Routledge, 1992, p.2.

37) S. Newton and D. Porter, *Modernization Frustrated, The Politics of Industrial Decline in Britain since 1900*, Unwin Hyman, 1988, p.24.

明されている³⁸⁾。以下に詳しく検討する1903年の『関税問題』以前に書かれた、アシュレイの『賃金調停』(1903年)によれば、1890年以降19世紀末最後の10年間は、「巨大な変化」が世界経済に生じ、アメリカの工業生産(銑鉄、鉄鋼、石炭、綿製品)がイギリスを追い越しはじめ、イギリスの「産業支配権」がもはや過去のものとなった時期と位置付けられる³⁹⁾。この点が『関税問題』では、全面的に展開される。

『関税問題』——初版は1903年であるが、1904年に、初版への批判に答える形で新しい章が加えられた。以下では第4版(1920年)をもちいる。なお該当ページは本文中に記す——で、アシュレイはイギリス経済の衰退を以下のように描いてみせた。イギリスの主要産業(綿、鉄鋼、羊毛、麻、船舶)の繁栄の頂点は1880-90年の間であり、それ以降それら産業の輸出額は減少しているか、停滞気味である(Chaps., 3,9. e.g. pp.67, 215)。生産額という点では「相対的衰退(the relative decline)」(p.237)であるとしても、国民の食糧・原料を輸入に依存するイギリスにとっては、そうした主要産業の輸出の停滞はきわめて重要な意味をもつ(p.53)。さらに1880年以降、石炭輸出は異常な急増をみせており、それは主要産業の輸出減退と対照的である。総輸出額にしめる石炭の割合は、1880年には4.8%にすぎなかったが1900年には16.6%にもなっている。輸出される石炭の大部分が海軍船舶用の無煙炭であり、防衛上の観点からしても大きな問題を含む。しかしなんとといっても、石炭が製造業動力源として不可欠なものであり、枯渇性資源であることがもっとも問題である。「石炭を輸出することによって、明らかにイギリスは資本を食いつぶしつつある。というのは、石炭はけっして再生産できないからである」(pp.100,101,104)。イギリスが世界の頂点に立ったのは、石炭と銑鉄資源をどこよりも早く利用したからであるが、ジェヴォンズ(W.S. Jevons)の『石炭問題』から30年以上たった「現在では、それらの供給は急速に枯渇しつつある」(pp.259-260)。

石炭と並んで、近年輸出増加が目立っている産業としては、既製服、オイルクロス・敷物、天然ゴム、石けん、室内調度品・装飾品などがある。ロンドンのイースト・エンドの洋服業での「搾取工場(the sweat shops)」の悲惨な労働条件が象徴するように、これらの産業で「雇用される労働の大半は安価で未熟練である」(p.108)。主要製造業はますます劣位産業化し、イギリスは「低級労働者」への依存を強めているのだ(p.194)。このようなイギリスの産業構造の変化は、世界の商業中心地としてのイギリスの地位をも低下させている。これは重要である。

イギリスが世界の中継貿易の中心となり、「世界最大の集荷配給業者としての地位」を確立したのは18世紀の間のことであったが、歴史的に見れば、こうした地位の確立は「繁栄しつつある国内産業」と、自国産の原材料や生産物を流通させるという「国の船舶業の本来の目的」

38) Ashley, *Political Economy and The Tariff Problem*, in *Compatriots' Club Lectures*, 1st Series, London, 1905, pp.259-260.

39) Ashley, *The Adjustment of Wages*, London, 1903, pp.1-2.

とに結びついていたのである。オランダが国内産業の衰退とともにその中継貿易も衰退させたように、イギリスも国内産業の衰退にもかかわらず、中継貿易だけが栄えるとは思えないし、現にその衰退の兆候が存在する (pp.225-226)。綿花、羊毛、茶、絹、マニラ麻、ゴム、鉄の集産地としてのリヴァプール、ロンドン、グラスゴウの地位は、ハンブルク、ブレーメン、アントワープをはじめとする大陸各地の追い上げのなかで、低下を余儀なくされている (pp.228-235)。

さらに、こうした国内産業の衰退とそれに起因する中継貿易の衰退は、世界の金融市場としてのロンドンの地位の低下をも生んでいる。バジヨット (W. Bagehot) が『ロンバート街』で、イギリスは世界最大の金融国であり、ロンドンの銀行家の預金は他のどの都市のそれよりも何倍も大きい、と書いたのは1873年だった。だが1900年に出版された『ロンバート街』の第11版では、編者 [ジョンストン (E. Johnstone)] は「ロンドン市場は、その資力が比較的大きいという卓越した地位を十分には維持していない」⁴⁰⁾ と書かざるをえなかった。ベルリンは重要な外債市場に成長しているし、ニューヨークは遠からずして世界の主要貨幣市場に発展するであろう。世界の金融センターとしての地位が、ロンドンからニューヨークへシフトしそうだという見通しは、かなりの根拠を有している (pp.235-237)。

以上みたように、主要産業の衰退の結果、イギリスは商業ならびに金融の中心としての地位をも奪われ、そうして「世界の諸事において比較的取るに足らない地位に転落する」(p.260)、とアシュレイは憂慮する。そうであるならば、イギリスを世界の二流国に転落させる根本原因である主要産業の衰退を阻止しなければならない。ところが、イギリスが自由貿易を継続し、アメリカ、ドイツなどが保護主義の下で工業力を拡大し、さらにはダンピング攻勢を続ける以上は、こうした主要産業の衰退は不可避である。これは、現代の産業組織の以下のような特質から明らかである。

アシュレイによれば、現在の多くの製造業においては、「収穫増の法則」の作用が顕著である。アメリカの大鉄鋼業者カーネギー (Carnegie) の言葉を使えば、「安価な生産にとって大事なことは規模」である。そして、規模の利益は市場の広さに支えられるから、アメリカ・ドイツが高関税によって自国市場を確保し、さらにはダンピングによって他国市場でのシェアを広げようとするのは当然である (pp.83-85)。しかも、現代の製造企業における固定資本の巨大化は、景気後退期の固定費用の重荷のためにダンピングによる市場の確保・生産高の維持を必須のものとしている。この意味で、ダンピングは「現代産業組織の不可避の結果」である (pp.91-93)。アシュレイは、特に、アメリカの鉄鋼ダンピングによるイギリス鉄鋼業の破壊の危険を強調している (pp.117,131)。

40) W. Bagehot, *Lombard Street*, 1873. 宇野弘蔵訳『ロンバート街』岩波文庫, 1941年, 14-15, 339ページ。

こうした現代の産業組織の特質と他国の保護主義を前提にすれば、イギリスの自由貿易の継続は、イギリス資本の海外投資を増大させることになる。すなわち、機械類と技術の輸出はすでに進んでいるが、「イギリス製造業者による〔関税で〕保護された〔外国〕地域での工場の設立」が近年おおいに目立っている。毛織物工業ではファース (J.F. Fairth) 社がアメリカに、ホルデン (Issac Holden) 社がフランスに、ホワイトヘッド (W. and J. Whitehead) 社がスペインに、綿工業ではthe Fine Cotton Spinners' Association がフランスに、Coats' Association がロシアに、麻工業ではベルファストにある一会社がドイツに、金属・機械工業ではサヴィル (J.F. Savile) 社がロシアに、ウェア (Messrs.Weir) 社がドイツにそれぞれ進出している。関税を回避するための、こうした現地生産の進展は、他国での保護の強化にますます力を与えている (pp.76-79)。しかもこうした現地生産の拡大は、綿工業や鉄鋼業に典型的にみられるように、「自動機械」の設置が従来熟練労働への依存を弱めたことによって、いっそう強まる傾向にある。つまり、自動機械の増大は産業立地の制約を弱め、ランカシャやミッドランドの大切な強みであった熟練労働力をますます不必要にしているのである (pp.79-82)。

以上が、19世紀中葉以降行なわれてきた「自由輸入と帝国分裂 (free imports and Imperial disintegration)」政策 (p.82) のもたらした結果であった。そうであれば、アシュレイの提案する「イギリスの衰微 (decadence)」を阻止する対策は、他国のダンピングから「諸産業を守る防衛的関税 (defensive tariffs)」ということにならざるをえない (pp.119-120)。アシュレイは、『関税問題』では具体的な関税の対象、関税率等について書いていない。状況に応じたフレキシブルな輸入関税の設置・関税率の変更を可能にする新たな行政組織の創設、それを支える国内・国外の情報蒐集担当者の増加の必要、さらには各地の大学スタッフの情報蒐集活動への積極的協力の必要が説かれるにとどまる (pp.133-137)。しかし、マーシャル「覚え書」でのイギリス産業の現状認識と自由貿易擁護論とに対比するという本稿での目的からすれば、以上のアシュレイの議論の整理で十分だと思われる。

4. 産業上の主導権喪失と後発国との貿易

さて早坂忠氏は、マーシャル「覚え書」に関する画期的な論文（「アルフレッド・マーシャルとイギリスの産業上の主導権と『純粹理論』」, 1963年）で、イギリスの経済的衰退についての現状認識の点ではアシュレイもマーシャルもほとんど同じであったことを強調している。すなわち、「当時のイギリスの事情に対するマーシャルの考え方は、保護政策をとるか自由貿易を続けるかという最後の政策決定にかなり近いところにいたるまで、保護主義者たるW.アシュレーらのそれとはほぼ同様」である。また、「特惠関税を採用するか否かという当面の現実政策の点でこそ異なれ、彼らは共通の問題を同じような深刻さで、かなりの地点まで相並んで進みながら、凝視しているのであって、彼らの間の共通点は、通常考えられているよりもはるかに

大きい」と⁴¹⁾。

この早坂氏の指摘は、イギリス経済の現状についての、アシュレイの悲観論に基づく保護関税政策、マーシャルの楽観論（また原理原則論）に基づく自由貿易政策、という図式的な把握を批判し、同時に——別稿で検討する予定だが——保護政策論者・自由貿易論者に共通する帝国への関心の強さに焦点を当てる点で、きわめて鋭いと思われる。早坂氏が、「イギリスの産業上の主導権の喪失に対するマーシャルの……危惧は「国際貿易の財政政策」全体を覆っており……」と書いたように⁴²⁾、「覚え書」のなかに、イギリスの主要産業、また新興産業の現状についての懸念の表明を見いだすのは容易である。

たとえば、以下のようなマーシャルの指摘があげられる。「過去60年間、とりわけこの20年間は、根本的な変化に満ちたときであった」（43節）。鉄鋼の支配力の点ではドイツはイギリスと並んだ（20節）。ドイツの鉄鉱の開発は近年進んでいるが、イギリスのそれは枯渇しつつある（20節）。繊維産業での機械装置体系の改善は、日本、アメリカをはじめ各国での繊維産業の興隆を可能にしている（61節）。自由貿易政策の成功がもたらした繁栄の結果、製造業者のなかに自己満足の気風が生まれ、イノベーションへの刺激が衰えた（64-66節）。イギリスは、自動車産業ではフランスに、電気工学のいくつかの部門ではドイツ、アメリカに遅れをとっている（67節）。電気設備やアニリン染料の点では、主導権維持は容易ではない（70節）。イギリスの石炭は枯渇しつつある（80,81節）。総じていえば、「将来の世界のなかでのイギリスの地位は、産業上の主導権をどの程度維持できるかにかかるに違いない。イギリスは唯一の指導者ではありえないが、指導者の一人ではありうるかもしれない」（62節）という言葉が、「覚え書」でのイギリス経済の現状についての懸念を象徴している、と言ってよい。

しかしながら、「覚え書」のなかにはそうしたイギリス経済についての悲観的な見方しか表明されていないのか。そうではないと思われる。たとえば第57-58節にかけて、イギリスと同

41) 早坂忠「アルフレッド・マーシャルとイギリスの産業上の主導権と『純粋理論』」（東京大学教養部『社会科学紀要』第13号、1963年；のちに同「マーシャル経済学の政策論的一側面」（杉原四郎・菱山泉編著『セミナー経済学教室2 経済学史』日本評論社、1974年に補正の上部分的に収録）109-110ページ。大学での経済学教育の制度化について述べられたものだが、次のステファン・コリーニの言葉も引用しておきたい。「イギリスの企業家的伝統を復活させ現代化させることを熱望する点では、アシュレイはマーシャルと見解をともにしていた。もっとも、[アシュレイの場合にはマーシャルよりも] そのやり方の特質としてはいっそう実際のであったが」（Stefan Collini, *Particular Politics: Political Economy and the Historical Method*, in Collini, D. Winch, J. Burrow, *That Noble Science of Politics, A Study in Nineteenth-Century Intellectual History*, Cambridge University Press, 1983, p.273）。西沢保「アシュレイ、マーシャルによる経済学・商学教育の制度化」（一橋大学『経済研究』第42巻2号、1991年）は、イギリスの経済学教育の制度化についての詳しい研究である。アシュレイ（パーミンガム）、ヒュインズ（LSE）、マーシャル（ケンブリッジ）の、経済学・商学教育改革に込められた問題意識の共通性と、その実際の改革の対照性という結論は十分に説得的である。

42) 早坂、前掲論文、98-99ページ。

じ産業の発展段階にある一国がイギリスからの輸入品に関税をかけても、「それはイギリスにとってはいつも相対的に小さい重要性しかもたない」し、またそうした国すべてがイギリスからの輸入品に関税をかけても、「イギリスはそれほどひどい損害を受けはしない」と書かれている。もちろん、こうしたイギリスと同じ発展段階にある先進国の輸入制限によって、イギリスは先進国向けの財の生産で規模の利益をいくぶん失う。しかしマーシャルは、こうした先進国向けの財の外国での販路の減退を補うものとして国内市場の大きさを指摘する。そして「このことによるイギリスの損害は無視できるものではないけれども、それほど大きいものではない」と言うのである。さらにマーシャルは続けて、こうした先進国向けの財生産の減退は、後発国（「人口稀薄な国々」）向けの財生産の拡大をもたらし、それは「天然の鉱物や農産物のようにイギリスが必要とするものを手にいれるのに役立つ」と言う。また後発国の工業化の進展にはなお時間を要するから、「近い将来においては」後発国がすべて、イギリス工業品に輸入関税を課すという心配はない。この結果、ある程度工業化が進んだ国でも「多くの工業生産物については大規模な輸入が長期間行なわれる」だろうし、さらに加えて、ほとんど工業化が進んでいなくてイギリス工業品の輸入に頼る「広大な地域が世界にはなお永く存在する」のである。こうしてイギリスの生産する工業品に対する内外での市場については、むしろやや楽観的といえる見通しが示されるのである⁴³⁾。

イギリスが産業上の主導権の「唯一の指導者」の地位を失いつつあるという点では、たしかにマーシャルの現状認識には暗い影を見いださう。だがしかし、「指導者の一人ではありうる」という点では、「覚え書」には以下のように明らかに現状肯定的な認識も織り込まれているのである。たとえば第68-69節では、イギリスの輸出額の増加率がドイツ、アメリカに比して低いのは、食糧・衣料用原料が生産・輸送上の改善のために安価になり、交易条件が改善したからだとして述べられている。そしてこの結果、イギリス国民の支出が、非貿易財や「教育、娯楽、旅行等」にますます多く向けられるようになっていく。すなわち、「外国生産物と交換に輸出される財の生産に従事するイギリス人の数はきわめて緩慢にしか増加していない」が、そ

43) 藤田暁男氏の以下の指摘は非常に鋭い。マーシャルの「考え方にみられる特色は、第1に、一方では新しい国の高関税の当面の障害に注意を払いながらも、長期的〔？ 服部〕観点からは、それらの諸国の高関税の継続の可能性を小さく考え、総じて楽観的ないし希望的な考え方をしている点である。第2は、このような考え方になるのは……古い国と新しい国の一定の分業のもとに形成される国際経済の調和的体制を考え方の基調にしているからであり、その考え方からは、古い国と新しい国の対立的側面、先進国と発展途上国との帝国主義的敵対と従属の諸関係などの析出は欠落していかざるをえない、という点である」（藤田「A.マーシャルの国際経済研究とイギリス帝国主義」、金沢大学『経済論集』第19号、1982年、18ページ）。ただし藤田氏の議論で問題なのは、先進国と後発国の対立については、長期的にはマーシャルは楽観的ではなかったことが指摘されない点である。

本節での筆者の意図は、イギリス経済についてのマーシャルの見方の悲観的な側面と楽観的な側面との分析をそれぞれ一歩ずつ進め、そのうえで早坂氏と藤田氏の強調点を総合的に理解することにある。

これは交易条件が急速に改善して、「ほとんどすべての産業において、一人の人間の一日の労働が現在では以前よりはるかに多量の財を購入するから」なのである。しかもイギリスは——アメリカをおけば——ドイツよりも実質賃金は高く、必要な外国財の供給の点でも優っている。さらにイギリスは、海外投資収益や船舶輸送収益という貿易外収支の黒字が年1億5000万ポンドもある。輸出の見返りに輸入される外国財も含めて「イギリス人はこれらを全部合わせれば十分だと考えているのであり、オレンジや絹の消費をさらに増やしてこれ以上ドイツを上回るよりも、贅沢な夏の休暇の方を選ぶのである。イギリス人は間違っていると誰が言うであろうか」。これもマーシャルの現状認識の一面なのである。

ではマーシャルは、産業上の主導権の「唯一の指導者」という地位の喪失にもかかわらず、なぜ上のような楽観的な見通しも持てたのだろうか。その主な理由は、第68節で述べられた交易条件の改善だと考えられる。すなわち、「自由貿易のおかげで製造面と輸送面で改善が生じたために、イギリスが自らの食糧、衣類等の必要を充たすために輸出全体のうちで費やす割合が継続的に減少しえた」のである。輸送面での改善による原材料・食糧の価格低下は第59節でも指摘されている。シュロートの次の表が示すように、1860年代以降イギリスの交易条件は改善しつつあった⁴⁴⁾。

$$\text{交易条件} = \frac{\text{輸出製造品の価格指数}}{\text{輸入原材料の価格指数}} \quad (1913年=100)$$

1860年	92	1870年	88	1880年	95	1890年	101	1900年	105
61	86	71	101	81	92	91	105	01	108
62	71	72	100	82	94	92	104	02	105
63	73	73	102	83	94	93	103	03	101
64	76	74	101	84	94	94	107	04	100
65	81	75	99	85	96	95	108	05	103
66	91	76	95	86	96	96	103	06	97
67	96	77	95	87	95	97	103	07	99
68	90	78	97	88	93	98	107	08	107
69	87	79	97	89	96	99	104	09	102

(Werner Schlote, translated by W.O. Henderson and W.H. Chaloner, *British Overseas Trade from 1700 to the 1930s*, Basil Blackwell, 1952, pp.154-155)

44) カインとホプキンスの以下の言葉も参照されたい。「[1850-1900年に] 第一次産品価格は製造品価格よりも急速に低下したので、交易条件はイギリスに有利に動いた」(P. J. Cain and A.G. Hopkins, *British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, Longman, 1993, p.

そしてこうした後発国に対するイギリスの交易条件の改善がはっきりと表明されたのが、「経済学における力学的類推と生物学的類推」(1898年)であった。マーシャルは現代を「輝かしい期間」と呼び、こう書いている。すなわち、「[J.S.] ミルが育った時代には、原生産物を獲得する困難が依然としてイギリスを圧迫していた。……このようにしてイギリスを覆っていた暗雲は、ジャガイモ飢饉の時に第二の頂点に達した。それ以降、この暗雲は消えてしまった。……まさに現在においては、西ヨーロッパの諸国民が原生産物の供給を容易に引き出すことのできる肥沃な土地の面積が、人口よりもはるかに急速に増大しつつあるのである」⁴⁵⁾、と。また同様の議論をいっそう詳しく展開したのが——そして以下に詳しく論ずるが、収穫逓増が作用している現在の間に、自由貿易という競争・刺激によって効率を高める必要を説いたのが——、「経済騎士道の社会的可能性」(1907年)であった。長文ではあるが引用したい。

「海陸両方での安価な輸送は、過去30年間の広範囲にわたる地上の開発と結びついて、西洋世界全体でまたとりわけイギリスで、過去に例がなくまた将来的にもおそらくそうだと思われるほどの、きわめて高い率で、財で測った賃金の購買力を上昇させた。今日では、収穫逓減法則はイギリスでほとんど作用していない。しかし、一、二世代のちには、わが国でもまたほぼ世界全体でも、再びそれは強い作用を及ぼすかもしれない。今日ではイギリスの賃金は、人口増加率と生存手段への人口圧力とからほとんど影響を受けていない。現在以上のいっそう急速な賃金上昇を妨げている制約は、広大な国土をもち、鉄道、建設、鉱山や新農地の開発に対する投資にきわめて高い収益を与える国々が、イギリス企業よりも高い条件で資本を需要するという事実によっている。それにもかかわらず、生産と輸送面での技術進歩はイギリスの繁栄を急速に増大させている。だが、世界は実際には非常に狭い。この30~40年間と同じような速度で、豊かな新資源を何十年間も開発しつづける余地は存在しない。新興国が自らの食糧やその他の原生産物の大部分を必要とするに至ったときには、輸送面での改善はほとんど役に立たないであろう。その時からあとは、収穫逓減法則の圧力は生産面でのいっそうの改善によってのみ対抗できる。そして生産面での改善も徐々に収穫逓減へ向かわざるをえない。したがって、前の世代のイギリス社会の進歩の速度は大きかったが、われわれはそれで満足してはいけない。経済的猶予が与えられている現在の時代のうちに、さらにいっそう急速な前進をする差し迫った義務がわれわれにはある。なぜなら、こうした経済的猶予は今世紀末までに終わるかもしれ

164)。またホブズボームの「交易条件がイギリスに不利な動き方をした時期に続いて1860年以後になると急速に、つづいてゆっくりと、それがイギリスに有利に動く時期がきた。それは1896-1914年まで続き……」という言葉もみよ。E.J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, Pelican book, 1969, p.144. (浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳『産業と帝国』未来社, 1984年, 173ページ。)

45) Marshall, *Mechanical and Biological Analogies in Economics*, in A.C. Pigou ed., *Memorials of Alfred Marshall*, London, 1925 (rep.1956), p.316. 永澤越郎訳『マーシャル経済論文集』岩波ブックサービスセンター, 1991年, 60ページ。

ないからである。』⁴⁶⁾

この長い文章でマーシャルが言おうとするところは明らかであろう。新興国自身が自らの食糧・原材料を使って工業化を始める結果、収穫逡減が再びはたらきだすまでの、収穫逡増が作用している「経済的猶予」の間に、「いっそう急速な前進」をして来るべき次の時代に備えなければならないのである。では、そのための方策はなにか。それは、チェムバレン、アシュレイらのいう保護関税ではなく、自由貿易でなければならない。

それは以下の理由である。①輸入関税は財の総フローを減少させるから、雇用を拡大しないし、賃金を上昇させない(40節)、②他国がイギリスの財に関税を課しても、イギリスが自国で生産するよりも少ない費用で必要な財を他国から入手できるなら、それはイギリスの利益になる(41節)、③保護政策のもたらす政治、道徳上の腐敗作用はきわめて大きい(44, 47節)、④自由貿易は「方策ではなく、方策をなにもとらないということだから」、経済上の変化によって時代遅れになることはない(44節)、⑤他国の敵対的関税に対抗する報復措置の効力の点では、イギリスは強い立場にない(13,71節)、⑥製造業者にイノベーションの気風を復活させるためには、市場の開放の継続がもっとも効果的である(71,82節)、⑦半製品の自由輸入は完成品の競争力を増す(71節)、⑧関税という消費財への税は貧困階級に特に重くかかる(71節)、⑨関税の賦課・撤廃のたびに経済的混乱が生じる(72節)、⑩相互主義より最恵国条項の方が有効である(73節)、⑪ダンピングの矛先が常にイギリスになるという理論的根拠はない(78節)、⑫ダンピングによって利益をうるイギリスの製造業者も存在するし、さらにはどういう場合にダンピングと認定するかは困難だし、ダンピングと認定された国からの報復も考えなければならない(79節)、⑬イギリスは「最も古い工業国」だから幼稚産業保護論は適用できない(82節)、⑭イギリスの利点は資本と労働の運動の自由に、すなわち「可動性(viability)」にある

46) Marshall, *Social Possibilities of Economic Chivalry*, in *ibid.*, p.326. 同上訳, 132-133 ページ。なおこうしたマーシャルの認識は、のちにケインズによっても『平和の経済的帰結』(1919年)で表明される。「[第1次大戦以前には]ヨーロッパによって蓄積された余剰資本財のうちのかなりの部分が外部に輸出され、その投資がそこで食糧や原料や運輸などの新資源の開発を可能にし、またそれと同時に、旧世界に、新世界の自然の富や未開の潜在力に対する請求権をもつことを可能にしていた。……/……ヨーロッパの繁栄は、次のような事実依存していた。すなわち、アメリカにおける輸出可能な食糧の大余剰のために、ヨーロッパがそれ自身の輸出品の生産のために必要とされる労働の尺度で測って低廉な率で食糧を購入しえたこと、そして、以前の資本投下の結果として、ヨーロッパが交換に何の支払いもなしに、年々かなりの量の食糧を入手しえたこと、がそれである」。と同時にケインズは、第1次大戦以前にこうしたヨーロッパに有利な事情はすでに壊れつつあったことを指摘する。すなわち、「要するに、新世界の資源に対するヨーロッパの請求権は、不安定なものになりつつあった。収穫逡減の法則がようやくまた自己を主張しはじめ、そのためヨーロッパは、同一量のパンを得るために年々いっそう多量の他の財を提供する必要に迫られつつあったのである」(J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, in *Collected Writings of J. M. Keynes*, Vol. II, pp.13-15. 早坂忠訳『ケインズ全集第2巻』東洋経済新報社, 1977年, 16-18ページ。訳文は一部修正)。

のに、保護主義はそれを壊してしまう(82節)、およそ以上である。

しかも、「世界は実際には非常に狭い。この30~40年間と同じような速度で、豊かな新資源を何十年間も開発しつづける余地は存在しない」と判断されるが故に、60年前にもまして今こそ自由貿易の意義は大きい。1903年11月23日の『タイムズ』に発表されたマーシャルの手紙には、「イギリスにとっては、自由貿易はそれが初めて採用されたときよりも現在こそその必要性が決定的である」という言葉がある⁴⁷⁾。この言葉は、自由貿易という競争によって「製造業者の鋭敏さを増す機会」(71節)を与えつづけ、イギリスの製造業者の第一世代には充ち溢れていたイノベーションの気風を今こそ復活させなければならないという、マーシャルの認識をよく表している。

「覚え書」の第58節でマーシャルは、新興国で人口が増加し工業化が進んだ段階で、イギリス工業品に対する関税が一斉に課せられた場合の打撃の大きさを、深く憂慮している。しかしながら、「私がイギリスの将来について憂慮するのは、近い将来における危険が予見されるためではなく、以上の点 [=新興国の工業化と収穫逡減に伴う諸問題] を考慮するからである」という58節最後の文章には、遠い将来についての悲観論と「近い将来」についての楽観論との両方が含まれている、と読むべきである。早坂氏の言うように、「覚え書」にはアメリカ、ドイツの工業力の伸張による産業上の主導権の喪失への懸念はたしかに存在する。しかし、国内市場の広さと有利な交易条件で貿易できる新興国の存在とが、産業上の主導権の唯一の指導者の地位からの転落についての悲観的な見方を、かなりの程度緩和しているのである。しかもここで強調しておきたいのは、イギリスの交易条件が改善されたと言う場合、先進国と後発国一般との間の交易条件が工業品対食糧・原材料の交換という形で問題にされているのであって、世界貿易におけるアメリカ、ドイツのシェアの増大とイギリスのシェアの低下がイギリスと後発国との貿易にいかなる影響を与えるのかが論じられているわけではないことである。つまり、イギリスの産業上の主導権の喪失をもたらすような事情が、イギリスと後発国との貿易に影響を与えることは、基本的には問題の外におかれているのである⁴⁸⁾。

ではどうして、産業上の主導権喪失とイギリスと後発国との貿易が切り離されて論じられうのか。ここで思い浮かぶのは、S.B.ソウルが第1次大戦直前の世界貿易と決済の形態の検討のなかで見いだした多角的貿易機構(system of multilateral trade)の存在である。ソウルの研究を展開させた藤瀬浩司氏によれば、「覚え書」公刊時の1909年においては、(1)イギリスはアジア、アフリカ、中南米(つまり後発国)に対して、3400万ポンドの貿易黒字と、850万

47) *The Times*, Nov. 23, 1903, p.10, col.5.

48) ホブズボームの次の言葉を引用したい。「低開発世界におけるイギリスの支配権は諸経済の長期にわたる補完的性格を基礎としていた。これに対して工業世界におけるイギリスの支配権の基礎は潜在的可能もしくは現実的な競争にあった。したがって前者は永続的に見えなし、後者はその性格からして一時的であった」(Hobsbawm, *op. cit.*, p.138, 訳166ページ)。

ポンド程度の貿易外収支の黒字をもった。(2)イギリスはアメリカ合衆国に8000万ポンドの貿易赤字をもつが、その半分程度の貿易外黒字があった。(3)イギリスはドイツ、フランスに5400万ポンドの貿易赤字をもった。(4)合衆国はアジア、アフリカ、中南米に4900万ポンドの貿易赤字をもった。(5)ドイツ、フランスはアジア、アフリカ、中南米に9600万ポンドの貿易赤字をもった(ただし貿易外収支の黒字がかなり相殺)。(6)ドイツ、フランスは合衆国に4100万ポンドの貿易赤字をもち、貿易外黒字をもってしても相殺しきれない。(7)イギリスはカナダ、オーストラリア、ニュージーランドに1000万ポンドの貿易赤字をもったが、4500万ポンドにのぼる貿易外黒字をもった。こうしてイギリスは、アジア、アフリカ、そして南欧(とくにイタリア)以外の地域との貿易では赤字をもち、総貿易赤字額は1億5500万ポンドにも達していた⁴⁹⁾。

以上の「覚え書」公刊時の多角的貿易機構の状態が示しているのは、イギリス工業品がヨーロッパ、アメリカ市場でのドイツ、アメリカとの競争に敗北し、貿易黒字の獲得がインドを中心とするアジア、アフリカに集中することになり、この結果、イギリスはこの貿易黒字とアジア、アフリカ、中南米からの貿易外黒字((1))、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドからの貿易外黒字((7))でもってアメリカ、ドイツ、フランスへの貿易赤字((2)(3))を支払えた、という事実である。つまり、イギリスはアメリカ、ドイツとの産業上の主導権をめぐる競争でははっきりと後退し始めていたが、アジア、アフリカ、中南米といった「新興国」との貿易においてはなお優位を保っていたのである。そうしてアメリカ、ドイツはイギリスに対する貿易黒字の存在((2)(3))の故に、アジア、アフリカ、中南米での貿易赤字の存在((4)(5))を許容しえたのである。

すなわち、ソウルの言うように「他の産業諸国[アメリカ、ドイツ]が、食糧と原料の供給者[アジア、アフリカ]に対して引き替えに製造品を必ず輸出することを強いられずに、それらの食糧と原料を得られるようにすることによって、多角的機構は、イギリスの輸出業者が非ヨーロッパ市場で多大の競争に直面することから解放した。さらに、ヨーロッパとアメリカにおけるイギリス製造品の市場の喪失は、これらの諸地域との支払上の危機をもたらさなかった」のである。一言でいえば、イギリスの自由貿易とドイツ、アメリカの保護主義という状況の下で、ヨーロッパ、アメリカ市場でのイギリスの産業上の主導権の喪失という事態が、結果的には、アジア、アフリカ市場でのイギリスの貿易黒字と有利な交易条件の存在とを生んでいたのである。ソウルはこういう事態を「自由貿易の逆説(paradox of free trade)」と呼んだ。そしてもしイギリスが保護政策をとる結果、アメリカ、ドイツの対英貿易黒字が減少すれば、アジア、アフリカ市場での競争は強まり、そこでのイギリスの貿易黒字と有利な交易条件とは失

49) S. B. Soul, *Studies in British Overseas Trade, 1870-1914*, Liverpool University Press, 1960, pp.55-58. 堀晋作・西村閑也訳『国際貿易の構造とイギリス経済』(法政大学出版局, 1974年), 65-67ページ; 藤瀬浩司『資本主義世界の成立』(ミネルヴァ書房, 1980年) 277-279ページ。

われたかもしれないのであろう⁵⁰。われわれは、マーシャルが産業上の主導権喪失と新興国との貿易の有利な交易条件とを切り離して論じた根拠のひとつを、こうした「自由貿易の逆説」という事態に見たいと思う⁵¹。

アシュレイにおいてはマーシャルにあるような、後発国との有利な貿易の存在という、産業上の主導権喪失という悲観論をかなりの程度緩和する論理はない。したがってアシュレイの場合には、産業上の主導権喪失への対応としては、ただちに帝国が出てこざるをえない。アシュレイは、現状のままではイギリスの将来は以下のようにになると考えた。すなわち、「われわれはますます急速に石炭資源を涸渇させ、そして安価な労働を基礎にして栄えるような産業にますます力をそそぐであろう。……われわれの資本は、外国での製造業の確立のためにおそらくますます多く投資されるであろう。そしてロンドンと二、三の大都市は労働人口がいつそう大量に集中する所となるであろうが、イギリスの他の地域は大小の金利生活者の快い居住地になり、「観光産業」で栄えるであろう。そして——いくつかの新しい特徴が加わりはするが——オランダの歴史がくり返されるであろう」(pp.112-113)。そして、こうした事態に至らぬようにするためにはイギリス帝国連合が是非とも必要であり、帝国市場の開発が不可欠であった。アシュレイは、こうした自らの政策を「帝国独立と帝国内依存の政策 (A Policy of Imperial Independence and Inter-Dependence)」(p.139)と呼んだ。アシュレイの『関税問題』での、主要産業の衰退に伴う商業・金融の中心地としての地位の転落というイギリス経済全般にかかわる悲観的認識と、「覚え書」での「近い将来」についてのマーシャルの楽観の見通しとは——共通点を含みながらも——、保護主義と自由貿易という政策上の対立を生み出すだけの違いがあったのである。ただし、両者の政策上の違いをもたらした理由をいつそうはつきりさせるためには、両者の帝国観を検討しなければならない。これは次稿の課題である。

いずれにせよ、「覚え書」のなかに産業上の主導権喪失への強い危惧を読み取るのは正しいが、そのみを強調するのは「覚え書」解釈としては一面的だと思われる。

50) Soul, *op. cit.*, pp.63-64. 訳73-74ページ(訳文は変更)。また同様の指摘として、Peter Cain, *Political Economy in Edwardian England: The Tariff Reform Controversy*, in Alan O' Day ed., *The Edwardian Age: Conflict and Stability 1900-1914*, Macmillan, 1979, pp. 50-51; François Crouzet, *Trade and Empire: the British Experience from the Establishment of Free Trade until the First World War*, in B.M. Ratcliffe ed., *Great Britain and Her World 1750-1914: Essays in Honour of W. O. Henderson*, Manchester University Press, 1975, p.226.

51) 斧田好雄氏は多角的貿易決済機構の存在という根拠から、自由貿易対保護主義の政策上の対立を金融資本と産業資本の対立と理解し、マーシャルの主張を金融資本の利害に引き付けて解釈しようとしている(斧田「マーシャルと1903年の関税改革運動」(上)前掲, 59ページ以下)。だが現時点では筆者は、マーシャルが直接に金融資本の利害を代表していたという根拠は見出していない。斧田氏が多角的貿易決済機構の存在を強調する点は正しいが、筆者としてはその存在を、「覚え書」の中に悲観的認識と楽観の見方という二つの認識が並立する点と関係づけて理解したい。